

# かもがわ

暑中お見舞い

申し上げます



# 民事判決書の簡略化

坂元 和夫

## 一 判決書の重要性

判決は審理の総決算と言われます。判決書起案は、裁判官にとっては原告勝訴あるいは被告勝訴という結論に至った理由について双方の当事者の主張の当否を証拠に照らし法規を適用して判断し説明する作業です。当事者にとっては、勝った方は結論に満足してあまり中身を見ませんが、負けた方は何故負けたのか紙に穴が開くほど何回も判決理由を読み返すのが普通で、どうしても納得できなければ上訴することになります。従って、判決書は当事者とともに上訴審をも意識して書かれなければなりません。但し、最高裁判決は最終審で判例統一という役割があるので少し違います。

## 二 旧様式判決書と新様式判決書

判決書は、このような目的ないし役割に忠実に、当事者双方の主張を立証責任の分配論に従って記載すること(事実摘示)により、争いのない事実を選び分けて争いのある事実(争点)を浮かび上がらせ、証拠の評価をしてどちらの主張が相当かという事実の認定を行うというオーソドックスな書き方が長い間守られてきました。この伝統的な判決書の様式は、事実摘示の部分の起案に相当な労力を要することから、二〇年程前に民事訴訟審理の合理化の一環として、当事者の主張を記載することをやめ、「事案の概要」(争いのない事実と証

拠によって容易に認定できる事実)と「争点」を提示し、すぐに心証形成の理由の説明に入る方式が提唱されました。これが新様式判決書と言われるもので瞬く間に一世を風靡しました。もっとも、新様式判決書の提唱者は判決書の省力化という本当の目的を表に出さず、争点中心の審理の必然の結果が新様式判決書だと主張していました。ほとんどの事件では、争点が数多くあるように見えるが徹底した争点整理を行えば一つか二つの中心的争点に絞り込むことが出来るから、判決書も端的に中心的争点に対する判断を示せば足りると言う論法です。この争点整理を重視する審理の合理化論は民事訴訟法の改正にも大きな影響を与え、改正法はいくつもの争点整理方式を用意しています。争点整理を重視しなければならぬこと自体は当然のことです。しかし、多く

の民事紛争は、数年あるいは十数年の年月の間に様々な人たちの様々な言動や出来事が複雑に絡み合っており成されます。訴訟はそういった過去の入り組んだ出来事のある意味で再現する作業なのです。関わった人々の間で記憶や理解の仕方が違ってくることを避けられませんが、それを現存する証拠書類や人の記憶(証言)によって、どちらの主張が正しいかを判断することが裁判所に期待されています。そのため、当事者の主張は、勢い複数の主要事実が選択的あるいは予備的になされる間接事実(事情)レベルの争点も多くなります。当事者が思いの丈を籠めて必死に訴える内容を代理人の弁護士が苦心に苦心を重ねて法的主張に仕立て上げようとするとこのような複雑な主張になり複雑な争点構造にならざるをえないのです。その苦心の主張が争点整理の美名のもとに裁判所に

よってばっさり削り落とされ一つか二つの争点に絞り込まれてしまうことに当事者は納得できるでしょうか。絞り込みが争点整理手続の中で明示的に行われれば当然当事者が抵抗するの、裁判所が当事者の抵抗を避けて新様式判決書の中で当事者の主張を削り落とすやり方が多く見られます。事実摘示をしないことから無視されたかどうかから判決書自体からは分からないので安易な手抜きの方法として大いに利用されました。当然、控訴が増えただけでなく、一審で審理・判決の対象から落とされた主張が控訴審で問題にされた控訴審の負担が著しく増えることになりました。こうして控訴審が音を上げたことが直接の原因となって、最近では新様式判決書があまり見られなくなり、新様式の形式をとりながら個別に当事者の主張を記載する折衷様式(実質は旧様式)が一

般的になっているようです。

### 三 矢口洪一氏の簡略判決書

元最高裁判官の矢口洪一氏は、法曹一元のもとでは裁判官に対する当事者の信頼度が高いので、判決理由を長々と述べる必要はない、原告勝訴か被告勝訴の結論だけ言い渡せばよく、判決理由を述べるにしても勝訴当事者の最終準備書面を引用すれば足りると言われます。

矢口氏の法曹一元論は、判事補制度を廃止し、弁護士や検察官や法曹資格があつて行政や企業に勤務した人など裁判官以外の経験を経た四〇歳ないし四五歳の人たちから裁判官を選ぶというものです。こうした人生経験も社会経験も豊富ないわば完成品の裁判官が下した判断には当事者は承服せざるをえないので、判決理由は本来不要なくらいなのだということのようです。結論だけで理由が要ら

ない英米の陪審のアナロ

ジー(類推)かもしれませぬ。しかし、陪審には歴史的な背景があつて「陪審の答申は神の声」という信仰に近い絶対的な信頼のうえに成り立っているので陪審の審決には理由が不要とされているのですが、一元裁判官に陪審ほどの信頼があるとは言えないでしょう。そうなると法曹一元のもとでも判決理由を全く省略することはできないということになります。

### 四 試論——私の判決書簡略化論

矢口洪一氏の判決書簡略論に触発されて、法曹一元ではない今の制度のもとでも使える判決書の簡略化を考えてみました。事実摘示も心証形成の理由も勝訴当事者の最終準備書面を引用する点では矢口説そのままですが、最終準備書面を使えるようにするための手順ないし前提を設けようとい

うものです。

矢口氏は、当事者が勝ちたいと思うのであれば、そのまま判決書に引用できるような立派な準備書面を書けばよいと簡単に言われま

す。しかし、実際の民事訴訟ではこれは空論と言わざるをえません。当事者主義構造のもとでは当事者の訴訟活動は党派のなりませぬ。つまり原告側は原告の利益を、被告側は被告の利益をそれぞれ百二十パーセント主張し、裁判所が中立的な立場から証拠や経験則や法規に照らしてその当否を判断します。もし判決書にそのまま引用できるような党派性を抑えた主張書面が提出された場合、そのような書面は迫力がなく裁判官の心証に対する影響力を持ちません。つまり、勝ちたいと思つて判決書にそのまま引用できるような抑えた主張書面を出すと、微妙な事件の場合など却つて負けてしまうことになりかね

ないので(だからと言つて、時折見かける当事者双方が相手を誹謗し合うような品のない書面バトルは論外ですが)。

では、どうすればよいのか。私は、争点整理を裁判所が積極的に主導し、争点整理表を裁判所が作成すればよいと考えます(当事者主導の争点整理が裁判官から唱道されたことがありますが、弾劾主義の訴訟構造と相容れない空論です)。この争点整理手続の中で、裁判所が期日の内外で当事者双方に対し叩き台を示し当事者に主張の補足訂正を促して、その往復の中でこれを完成させるのです。そこには、要件事実論(立証責任分配論に基づく事実主張の立体的構造論)に基づいて整理配列された当事者双方の主張と、そこから自ずと浮かび上がってくる争点が記載され、証拠調はこの争点を意識して行われます(もともと、新しい民事

訴訟法はこのような争点整理を想定していた筈なのですが、現実には全くと言ってよい程これが実行されていないのは裁判所の怠慢でしょう)。当事者の最終準備書面は、証拠調の結果に照らした争点に関する当事者の主張の当否を巡る議論が中心となりますが、争点整理表があるために、争点の勝手な解釈・設定や相手方の主張の歪曲などは起こらず、双方ともに党派性があるものの判決書にそのまま引用してもそれ程おかしくない抑制の利いた出来映えの良い書面が可能になります。裁判所は、勝訴当事者側の最終準備書面を争点整理表とともに添付引用して判決書を作るだけの作業でよいことになりました。

最近日弁連が発表した民事司法改革の提言には、こうした裁判所と当事者の意識の切り替えによってできる運用改善に向けた問題意識が見られないのは残念です。



## イタリアの社会保障 と日本の現状

尾藤 廣喜

なぜイタリアなのか

今年の日本弁護士連合会  
人権擁護大会は、広島で、  
一〇月三日(木)にシンポジ  
ウム、四日(金)に大会が開  
かれます。

シンポジウムの第一分科  
会は「放射能による人権侵  
害の根絶をめざして」、第  
二分科会は「なぜ、今『国  
防軍』なのか」、第三分科  
会は「『不平等』社会・日  
本の克服―誰のためにお金  
を使うのか―」となってお  
り、いずれも私が取り組ん  
でいる重要な人権課題で  
す。今回私は、第三分科会  
の実行委員となっていると  
ころから、この国の社会保  
障のあり方そして税金の使  
い方の議論の準備を担当す  
ることになりました。  
今まさに、生活保護の利

用者数の増加を理由に生活  
保護「改革」が言われ、消  
費増税が実行されようとし  
ている時、税金・保険料は  
どう徴収され、どう使われ  
るべきかという点は、本当  
に重要な課題です。しか  
も、この分野は、もともと  
弁護士専門分野ではない  
ので、果たして的確な議論  
と提言ができるのか、注目  
されるところです。

そこで、日本の現場の実  
態と理論・政策の議論だけ  
でなく、諸外国の税と社会  
保障の実態を調査し、その  
結果を分科会の議論に生か  
そうということになり、今年  
は、フランスとイタリアに調  
査に行くことになりました。  
これまで日本弁護士連合  
会では、社会保障問題でス  
ウェーデン、フィンラン

ド、デンマーク、ドイツ、  
イギリス、アメリカ、韓国  
などの国々で調査を行って  
きました。今回、イタリア  
に行くことになったのは、  
日本以上に財政危機が言わ  
れる中で、医療や教育の無  
料化が維持されているのは  
どういう事情によるのか、  
また、社会的協同組合が熱  
心に活動しているとのこと  
で、その実情を調査するこ  
となどが主目的でした。そ  
して、本年五月、次頁のス  
ケジュールで、ローマとボ  
ローニャに向かいました。

「平等かつ無償の医療」を  
支える情熱

医療の分野では、健康省  
のフランチェスコ・ペーベ  
レ健康計画局長の話が大変  
印象的でした。

彼は、イタリア全土で全  
ての人(外国人も含め)が平  
等に原則無料(救急医療の一  
部でチケット制による自己  
負担がある)の健康サービス  
を受けられることができるの

(国民健康サービス)という  
制度の企画・運用を担当し  
ている最高責任者です。

彼は、医療の性格上、経  
済的負担能力の少ない人  
ほど治療の必要性が高くな  
る。だからこそ、その費用  
負担は、収入の多い人に多  
く、収入の少ない人には少  
なくする「応能負担」でな  
ければならず、「応益負担」  
は決して採ってはならない。  
また、医療の窓口負担は、  
無料にしないと、貧困者の  
受診を萎縮させ、かえって、  
長期的には、病気を悪化さ  
せ、医療費の増大を招くと  
言われました。医療の無料  
化によって無駄な医療が増  
えるのではないかとという懸  
念への対策はどうしている  
のかと質問しましたが、そ  
の意味での対策は、本当に  
必要な医療とは何かを国民  
にも医療機関にも問う「倫  
理性」と、その議論を常に  
重要なものであるとする「文  
化」の高さをつくることに  
あると言われました。



ペーベレ局長を囲んで

このような考え方と、ホー  
ムドクターが地域医療ネッ  
トワークの中心になること  
により、イタリアの医療は、  
ユーロ圏でも屈指のレベル  
の高さを誇っていると自信  
を持って応えていました。  
このような理念と情熱を  
持った医療計画者が責任者  
であるからこそ、イタリア  
は税を財源とした無料の医  
療が保障されているのだと  
思います。

## 大きな役割を担う社会的協同組合

イタリアでは、社会保障の分野で、政府や地方自治体の役割と同等に、あるいはそれ以上に、民間団体や宗教団体が大きな役割を担っています。

特に、バチカン市国という強烈な宗教国家を隣人（というより内輪の人）に持つところから、カトリックの慈善運動の影響は、甚大です。

殆どの地域で、貧困層に対するあらゆる援助は、カトリック教会とその関連する社会的協同組合が担っているといっても過言ではありません。CARITAS ITALIANA(カトリック系慈善団体)の活動内容は、貧困者支援、ホームレス支援、母子家庭への支援、障がい者に対する支援、刑事施設収容経験者に対する支援などほとんどあらゆる社会福祉施策に及んでいます。さらに、それだけでは

なく、貧困問題についての年次報告書を出し、政治に自分たちの政策を反映させようとしています。

また、カトリック関係ではない民間団体(legacoop)などがその代表)が、社会的な活動をするための協同組合として多数組織され、さまざまな福祉活動を行っています。

このようにイタリアでは、慈善団体や社会的協同組合が大きな役割を果たしています。

### 生活保護制度がない!

ことが何を意味しているか  
反面、イタリアでは、国の制度として最低生活保障制度がありません。貧困対策の拡充のため、政府は、何度か、最低生活保障制度を導入しようとしたそうですが、実現していません。

これは、医療、教育など他の公的制度が無料であることに代表されるように、分野別の貧困対策がある程

度効果をあげていること、カトリック系の慈善団体や社会的協同組合が社会保障の底支えの大きな部分を担っていることなどから、最低生活保障の必要性が比較的少ないことも影響していると思います。

しかし、カトリック系の慈善団体の支持者は、長期低落傾向にあるようですし、社会的協同組合の国・自治体への補助金等への依存度が大きく、これが削減されれば、たちまち、運営に支障をきたすことは明らかです。

ポローニャで住民自治、地場産業の振興の必要性を訴え続け、日本でも金沢での地域振興活動などで有名なビットリオ・カペッキ教授は、最低生活保障制度の確立の必要性を強調されていました。そして、ポローニャでも、孤立死が発生していること、「権利ではなく恩恵」の対策では、本当の意味での生存は確保できない

いこと、「権利を得るための権利」(ロドカ元大統領候補の著作が重要であることを強調されていたのが、今でも耳に残っています。

イタリアでは、このほかに北部と南部の「貧困格差」の問題が大きく、その点は、日本以上に深刻な状況でした。

日本と比べて進んでいる点、遅れている点、同じ悩みと学ばせていただきましたが、社会保障充実のため、様々な手法を駆使しながら、官民の立場を超えてお互いに熱意をもって運動している。「ラテンの血は熱い」というのが、私の感想でした。



ローマの休日、スペイン階段にて

### 【ローマ】

- 五月二〇日(月)  
イタリア共和国政府労働省
- 五月二一日(火)  
イタリア共和国政府健康省
- CGIL(労働組合)
- CARITAS ITALIANA  
(カトリック系慈善団体)

### 【ポローニャ】

- 五月二二日(水)  
エミリアローマーニャ州  
人材育成・労働政策局
- エミリアローマーニャ州  
医療福祉政策局
- ASL(地域医療公社)

### ポローニャ

- 五月二三日(木)  
EJEMPARE(個人企業・中小企業連合附属職業訓練センター)ポローニャ
- CNA(個人企業・中小企業連合)ポローニャ
- ビットリオ・カペッキ教授  
(ポローニャ大学)との座談会

### 【ローマ】

- 五月二四日(金)  
CONFOPERATIVE  
(社会的協同組合)
- セサーレ・ピネッリ教授  
(ローマ第一大学・憲法学)との座談会



## TPPは是非か

山崎 浩一

### 黒船に乗るのか

安倍内閣は、今年三月にTPP交渉への参加を表明し、政府に対策本部を設置しました。しかし、その自民党内においてもTPP交渉参加に反対する声は強いようです。

日本のTPP参加の是非は難しい問題です。幕末の開国の是非の議論に似たところもあるように思います。が、今回のTPP参加問題には重要な問題があると思えます。

### TPPの経緯

環太平洋戦略的経済連携協定(Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement)の名前のとおり、太平洋地域の国々による経済の自由化を目的

とした経済連携協定です。

TPPは、シンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの4か国間で発足しました。おそらくは、これらの国々の間では、貿易を完全に自由化しても、競争しあう面がなく、共存共栄となる状況があったのでしょう。しかし、アメリカ、オーストラリアなどの大国が加わり、9か国による拡大交渉が行われ、大国の思惑により、他国の利益を大きく損なうおそれも出てくる協定に賛成しています。韓国は自国の利益にならないとして不参加を決めています。

### TPPとは

TPP参加国間では、原則として関税を撤廃し、科学的正当性のない参入障壁

は認めず、お互いの国内市場を公開するというのが基本となっています。ある産品について関税を残すのであれば、ネガティブリストに掲載することを合意しなければなりません。

また、例えば、日本国内で食品や健康の安全のために定めている安全基準よりも低い基準で運用しているTPP参加国から、日本の安全基準は参入障壁だから日本でも低い基準で運用すべきだといわれた場合、日本がその基準の科学的正当性を証明できなければ、低い基準で運用することを余儀なくされてしまいます。

### 賛成・反対

TPP参加論の代表は経団連会長のいう「参加しないと日本は世界の孤児になる」というものでしょう。

また政府は関税を即時撤廃した場合、GDPは、日本経済全体では三・二兆円の増加となると試算してい

ます。但し、農林水産物の生産高は三兆円減少するとも予測していますが、賛成論者は農業経営を大規模化することや補助金交付で対応できると言っています。

反対論者は、農業が打撃を受けることや食の安全が脅かされること、国内の公共事業が海外の企業に取られてしまうおそれ等を指摘しています。日本医師会は公的医療保険制度が参入障壁として外国から提訴され、国民皆保険制度が維持されなくなる事態や、営利企業が医療分野に参入するような事態になるなら、TPP交渉から撤退すべきであるという意見を出しています。

### 法律の分野では

TPP参加によって法律制度や弁護士制度にも影響が及ぶことも考えられます。企業活動から国民の利益を守る法律が参入障壁と提訴されたり、外国企業が弁護士を雇用するなどの事

態も予想されます。

### 国民主権の放棄

現代においては、TPPに限らず、外国にどのような条件で国内の市場を開放するかという問題は避けられない問題です。市場開放で、日本国内の悪いシステムが改善されたり、企業力が向上するという効果も期待されます。

しかし、今回のTPPの問題は、一度参加してしまえば、既存のTPPのルールに従わなければならないということですから。そうであるなら、参加したらどうなるかが予め国民に明らかになっているべきですが、交渉や協定の内容は4年間は、国民に対して公表されないことになっているのです。

本来、他国との関係で自国をどうすべきかを決めるのはその国の国民の主権です。今のTPPの議論は、国民主権を捨てるに等しいように思えます。



## 減量記

鍛田 則仁

結婚してから三〇年、食生活が改善され、運動不足もあって体重は上昇一方。途中幾度となく減量を試みましたが、その都度、あえなく挫折。しかし、これでは体重増加のみにとどまるわけはなく、次第に、まず中性脂肪値が増加、次いで腹部エコーで肝臓に脂肪がへばりつき、更に肝機能の検査値が大幅悪化となり、体重も八〇キロに迫って、これはさすがにこのままでは命が危ないと危機感に駆られ、昨年四月から、今度こそその一大決心で、標準体重に向けて一年間で一五キロ減量するという目標の下に、減量作戦を始めました。

★  
ダイエットのノウハウ本は巷にあふれており、どう

すれば健康的に減量できるかにつき、どれが正しいのかよく分かりませんでしたので、当初は、①主に昼食を大幅に減らし(野菜、ジュースとシリアル類)、炭水化物をできるだけ減らす、②自宅まで速歩で歩いて帰るなどして、一日一万歩以上歩く、③毎日、体重等を測定して記録するという三本柱で臨みました。③

については、いささか投資を行うことにして、体重計・歩数計・血圧計を新調し、これらの機器をパソコンに接続するだけでデータをメーカーのサーバーに記録・保存し、グラフなどいろいろな形で呼び出せるインターネットサービスを利用しました。主なものは、朝と夜に測定した体重、B

M1、体脂肪率、骨格筋率、内臓脂肪指数、血圧(左右)、脈拍、一日の歩数、歩行距離、消費カロリーといったものです。あとはひたすら実行あるのみで、幸い、これらで一か月に一キロ程度ずつ体重が減ってきました。

☆

ここで新たな問題です。体重が減るのはいいのですが、同時に筋肉も減ってしまい、体脂肪や内臓脂肪は簡単に減ってこないということがわかりました。そこで、スポーツクラブに入っ

て鍛えるという方法を取り入れました。まずは外圧が加わった方がいいだろうというところで、メタボ解消のためのコースを二か月続けました。毎日の摂取カロリーを一六〇〇キロカロリーに抑えるという数値目標が設定され、毎食の献立とそのカロリーを記録するという作業と、週二日はジムで筋力トレーニングを行

うというプログラムが加わったわけです。トレーニングの方はともかく、献立とカロリーの記録というのは、手がかかるとも、何となく、これにより、何をどれくらい食べるとどのくらいカロリー摂取になるのかということが、実感として分かったことは事実です。コース終了後は、概ね週三日、ジムに通って筋力トレーニング七、八種目、三〇分は走る(最初は歩くだけでしたが)という生活習慣ができました。

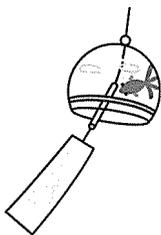
☆

さて、一年後のその成果ですが、人間、やればできるということでしょうか、体重は一六キロ減少、ウェストは九センチ減少、中性脂肪、肝機能等の検査結果はすべて余裕を持って正常値内に収まりました。あと、これは運動の副産物らしいのですが、筋肉量は若干増え、安静時の血圧が上で一五前後、下で一〇前後

下がり、安静時の脈拍数も一〇ほど減りました。数値だけを比較すると、三〇年間の負債が解消されて二〇歳代に戻ったようです。

☆

振り返って、何が効果的であったのかということですが、どうも毎日記録をとってこれを活用できたということが大きかったようです。毎日いろいろな数字が出るので、否が応でも考えざるを得なくなり、また、日単位で見れば波があっても週、月の単位で見ると数字が良くなっていることが分かり、励みにもなって長続きするということでしょう。やはり継続は力です。







## 自民党改憲案と

### 国民国家の解体

富増 四季

◆ 昨今、改憲の是非を問う議論が活発化しています。

今回は、内田樹教授の朝日新聞寄稿「壊れゆく日本という国について」とブログ記事「改憲案の『新しさ』」の内容を紹介して、安倍自民党の改憲案について考えたいと思います。

◆ 内田教授は、今回の改憲案は、旧来の五五年体制の頃の自民党の考え方とは全く違う「新しさ」がある、といいます。つまり、旧来の国家観では、政府の第一の存在理由は、言語、宗教、伝統文化を共有し、領地内にある「自国民」を暴力や収奪から保護し、民の生存と豊かさに気配りすることでした。企業体も、軍隊や官僚組織などと同列に、「国民」を守る「国家」の一構成単位としての統治対象にすぎず、目的達成のための手段として機能してきたわ

けです。

ところが、安倍自民党の改憲案はこうした「国民」「国家」第一主義をとりません。従来、あらゆる法律や政策の適否の評価基準に据えられた「民の安寧」（公共の福祉と同義で「健康、幸運、無事、安全、生存、救助、救済」などを意味するラテン語 *salus*）に由来する。）という理念を取り去り、反対に、個人の権利は、そのときどきの統治者の都合（公益及び公の秩序）なる概念で制約しようとしたのです。それでは、安倍自民党は「国民」ではなく、何を第一に考えているのでしょうか。

◆ それは「国民国家の統治システムそのもの」を「グローバル資本主義の補完装置に類落」させてしまうものである、と。

私は、これまで、憲法改正の流れとグローバル企業の利権を関連づけて意識することはありませんでした。憲法による縛りかけをべき権力としては、欲深い王様や將軍など、国内的な存在を想像していたからです。為政者の背後に企業体の影もあつたとしても、その利権は主として国内的なものに留まっていたと思います。

◆ ところが、今や、企業体はグローバル化して、各国の利権を超越し、国家を凌駕する影響力を及ぼしています。そして、あたかも「獲物を追い求める肉食獣」の如く、「領土」や「国民」に縛られる国民国家を尻目に、ポーターレスに「営業地を変え、狩り場を変え」て、自己利益の最大化を追求しています。

◆ 当然、企業収益を犠牲にしてまで「民の健康や無事や安全」に配慮し、「医療

や教育や社会保障や環境保全に国家資源を投じる」理念を掲げるような国は好みません。さっさと見切りをつけて他国へ移転してしまっています。

◆ 「日本の企業」と思われてきた会社でも、今や、株主、経営者、生産現場、従業員も多国籍となれば、同じ力学が働いています。経営陣は、日々、グローバル市場の株主たちの鋭い監視に晒されており、時代遅れの「国民国家」観のノスタルジーで収益を減少させる余裕など与えられていないのです。

◆ 今回の改憲案は、こうした世界経済の力学に抗うことをあきらめ、グローバル企業を国内を引き留めようとする、一連の国家解体の流れの主軸として捉える必要があります。

◆ 安倍自民党は、「どうすれば日本企業は勝てるのか」と執拗に問いかけ、「日本の企業」を守る、国内雇用を守る、と言って国民的一体感を演出します。しかし、冷静に見れば、一連の経済政策は、同じ「日本国民」のなかでも一部のグローバル富裕層や、国家が解体しても困らない人々の代弁にすぎません。低賃金やサービス残業や地域経済の崩壊や英語の社内公用語化やTPPによる農林水産業の壊滅といった政策は、従来、国家観に照らせば、反「国民」的政策の最たるものはずですが、人々は愛国心の扇動で目を眩まされて、いつのまにやら、グローバル企業の要求を飲まされてしまっているのです。

◆ もちろん、今日のグローバル経済における競争の熾烈さは、厳然たる現実です。しかし、国家が、世界の一部の支配層の作り出した経済制度の後追いに終始してしまつてよいのか、理想を掲げ将来の世界標準を示す営みを放棄してしまつてもよいのか。「歴史上、さまざまな憲法案が起草されたはずだが、『現実的であること』『つまり、『いかなる理想も持たないこと』を国是に掲げようとする案はこれが初めてであろう」との内田教授の指摘は、重く受け止めたいと思います。

## かもがわ講座

# 成年後見制度と 選挙権

本来、知的な障がいのある人たちの自立を支え、主体性をより伸ばすための制度であるべき「成年後見制度」が、選挙権を認めない口実になるなんて、全く矛盾している。こう思ってきた人たちは、多かっただけです。しかし、かつての「禁治産」制度から出発した現在の成年後見制度は、「後見」が開始すれば、公職選挙法第一条の定めによって、選挙権も被選挙権もなくなるということになっていました。

東京、さいたま、京都、札幌の各裁判所で、この公職選挙法第一条が違憲であると訴訟を起こした当事者の裁判について、本年三月一四日、東京地裁で違憲判決が出ました。その後、この判決の結果とその後世論の高まりを受けて、五月に成立した「公職選挙法」改正によって、不

正対策をとることを合わせ実施しながら、選挙権・被選挙権が認められることになりました。

提起されていた四つの裁判は、控訴された東京の裁判を含め、全て和解により解決しました。しかし、「おかしいことは、おかしい」「私たちも平等に政治に参加したい」という思いの当事者が、国を被告にして裁判を起こすという偉大な決断によって、約一三万六千人といわれる「後見人」が付いている知的障がい者、認知症の人たちの政治参加が認められたことは、日本の民主主義にとって、大きな一歩であると思います。

私たちは、このような裁判を「政策形成訴訟」と呼んでいます。一人一人の小さくても正しい声が制度を正しく変えることがあるんだという久しぶりの体験に感動しました。

かもがわ 五十三号